

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第45号

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則等の一部を改正する規則

(新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部改正)

第1条 新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則(昭和36年新潟市規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考2第2号及び別表第2備考2第2号中「第2項及び第6項」を「第2項,第6項及び第24項」に改める。

(新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則(平成19年新潟市規則第108号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則別表備考2第2号中「第2項及び第6項」を「第2項,第6項及び第24項」に改める。

附 則

この規則は,公布の日から施行する。